

業務名 : 災害レッドゾーン逆線引き候補地調査事業業務委託

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点				技術点				
	判断基準				管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者（企業）の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。		①2	①2	①1	5	23
			①技術士（総合技術監理部門（建設）「都市及び地方計画」） ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外		②1	②1	②0.5		
					③0	③0	③0		
	資格・実績等	専門技術力①	平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。)						
			同種業務A：「区域区分（線引き）」に関する業務（※1）（※6） 同種業務B：「土砂災害特別警戒区域」に関する業務（※1）（※7） ①同種業務A及びBの実績がある（※8） ②同種業務A又はBの実績がある ③上記①②以外		①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0		5	
	情報収集力	地域精通度	平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。）						
			①奈良県内の都市計画区域を含む市町村における業務実績あり（※9） ②上記①以外の奈良県における業務実績あり ③上記①②以外		①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0		4	
	成績・表彰	企業の業務執行技	平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する（※2）（※3）。 ①6.5点以上 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.2 ②6.0点以上6.5点未満 (業務成績評定点の平均値-6.5) × 0.4 ③6.0点未満 -3		Max 7				7
			近畿地方整備局発注の平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の経験について、次のとおり評価する。 (照査技術者としての実績は評価しない。)						
	手持ち業務量	専任制	①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ③事務所長表彰の実績あり ④上記①②以外		①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0		2	
			公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。 (照査技術者として従事するものは含めない。) ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外		①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0		5	

※1 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。

※2 予定価格100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は6.5点として評価は0点とする。

※3 評価対象となる委託業務等成績評定点は「調査、計画業務」・「概略、予備設計業務」・「詳細設計業務」・「工事管理業務」・「積算技術業務」とする。
([測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。)

※4 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。

※5 「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

※6 「区域区分（線引き）」とは、都市計画法第7条に定める、市街化区域と市街化調整区域との区分のこという。

※7 「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に定める「土砂災害特別警戒区域」のこという。

※8 契約が異なる複数の業務での実績も可とする。

※9 都市計画区域を含む市町村とは、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町及び下市町とする。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点				技術点		
	判断基準				評価点	小計	合計
実施方針・工程表・その他の他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。				8	14
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。				2	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。				4	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点				技術点		
	判断基準				評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1 「調査情報のとりまとめ」について	地理情報システム（GIS）から各調査情報を検索・閲覧し、都市計画決定図書案として出力できる仕組みを構築するにあたって、具体的かつ的確な提案がある場合に優位に評価する。				※※	20
	評価テーマ2 「逆線引きの都市計画決定手続きに向けた進め方の検討」について	逆線引きに向けた実施手順の検討及び逆線引き実施案の策定を行うにあたって考慮すべき着眼点や問題点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する				20	
		土地所有者等との合意形成を図るために説明資料を検討・作成するにあたって考慮すべき着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。				18	

評価項目	評価の着目点				技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計		
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。				—		
合計							100

※※ の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。